

## 佐久穂町就農体験事業募集要項

### 1. 目的

町内での就農及び町外からの移住を推進するため、地域農業の担い手となる就農希望者等に対して、地域の農家の指導の下での就農体験を実施する。

町や果樹栽培について学びながら、果樹農家を目指すきっかけ作りとするため、実施するものとする。

### 2. 対象者

次のいずれにも該当している方

- (1) 町内での就農（果樹）を希望する方
- (2) 年齢が 18 歳以上 60 歳以下の方
- (3) 受入農家の指示に従い、就農体験を受けるにあたり支障のない方
- (4) 心身ともに健康な方で、就農体験を受けるにあたり支障のない方
- (5) 就農体験に係る傷害保険（国内旅行傷害保険等）に加入する方
- (6) 別に定める事項（誓約書）に誓約される方

### 3. 募集期間

令和6年5月7日（火）～令和6年10月31日（木）

※定員になり次第、受付を終了する場合がありますのでご了承をお願いします。

### 4. 就農体験期間

令和6年5月頃～令和6年11月頃

1回あたり、2泊3日の就農体験となります。

### 5. 募集人員

10名程度（予定）

※受付は先着順となります。

### 6. 就農体験について

- (1) 就農体験のできる主な作物

りんご、ブルーン（時期により体験内容が変わります）

- (2) 就農体験の概要

・申込受付後、就農動機、参加申込書の内容について面談により確認させていただきます。（web、電話等）

- ・面談等をもとに、佐久穂町が就農体験希望者と就農体験受入農業者のマッチングを行います。
- ・町内の就農体験受入農業者の指導の下で、就農体験を受けていただきます。
- ・就農体験時間が、概ね午前9時から午後4時30分ですが、作業内容により前後する場合があります。
- ・就農体験を行う圃場への移動は、原則として各自で対応をお願いします。
- ・町内で就農を始めるにあたり、果樹栽培の現状を知っていただいたり、不安ごとなどを相談する時間を、就農体験期間中に設ける予定です。

### (3) 就農体験スケジュール（例）

	時間	内容
1日目	10：30	就農体験者到着（佐久穂町役場等）
		町職員の案内で体験先へ
	11：00	体験先到着、就農体験開始
	12：00	昼食（就農体験者持参）
	13：00	就農体験開始
	16：30	就農体験終了、宿泊先へ
2日目	8：30	体験先へ
	9：00	就農体験開始
	12：00	昼食（就農体験者持参）
	13：00	就農体験開始
	15：00	就農体験終了、佐久穂町役場等へ、就農相談等
	16：30	就農体験終了、宿泊先へ
3日目	8：30	体験先へ
	9：00	就農体験開始
	12：00	就農体験終了、現地解散

※上記スケジュールはあくまで例であり、天候等により体験時間の変更や中止の場合があります。

## 7 参加費用等

- (1) 就農体験費用（就農体験指導等） 無料
- (2) 交通費、宿泊費、傷害保険料、食事代、作業用手袋（軍手等）、長靴ほか  
就農体験の準備に係る費用、体験が中止となった場合のキャンセル料等  
は就農体験者の自己負担となります。
- (3) 農作業に対する報酬及び賃金はありません。

## 8 補助制度

就農体験を受けられる場合、以下の補助制度があります。

### (1) 補助対象経費

宿泊費（町外在住の方が町内の宿泊施設に宿泊する場合に限る。）、

傷害保険料

### (2) 補助率等

宿泊費 50%、傷害保険料 100%（通算3回まで）

## 9 持ち物

作業のできる服装（作業着等）、運動靴、長靴、帽子、タオル、雨具（カッパ）、作業用手袋（軍手等）、着替え、飲料水等、昼食、マスク、保険証、その他必要と思われる物

※就農体験が決まりましたら、受入農家と持ち物等について、ご相談ください。

## 10 参加申込

就農体験のご希望がありましたら、実施時期の調整等がありますので、まずはお電話又は電子メールでご相談ください。

「佐久穂町農業体験受入事業参加申込書」及び「誓約書」を体験希望日の概ね1か月前までに、郵送又は電子メールにて佐久穂町産業振興課農政係まで提出してください。最終締め切り：令和5年10月31日（火）

## 11 体験までの流れ

### ①事前のご相談

電話又は電子メールでご相談ください。

↓

### ②申込（郵送又は電子メールにて。但し、申込裏面の個人情報の提供の同意欄、誓約書は自署してください。）

↓

### ③面談（web、電話対応も可）

動機や申込内容を確認させていただきます。

↓

### ④マッチング

面談結果を元に、受入農家とのマッチングを行います。

↓

## ⑤マッチング結果の連絡

体験者、受入農家双方に通知により連絡します。

↓

## ⑥体験者と受入農業者の打合せ（体験者から電話をしてください。）

↓

## ⑦体験日前日、町担当者から確認の連絡（電話又は電子メールにて）

体験者、受入農家双方に連絡します。

↓

## ⑧体験

傷害保険に加入していることを証明する書類を持参してください。

↓

## ⑨補助金交付申請書、実績報告書等の提出

↓

## ⑩補助金の支払い

## 12 その他

- (1) 就農目的の就農体験になりますので、観光目的での参加はご遠慮ください。
- (2) 申込受付後に、就農動機や参加申込書の内容確認の面談を行います。面談の内容により就農体験をお受けできない場合がありますのでご承知ください。
- (3) 就農体験等を受けていることが、地域おこし協力隊（果樹農業研修制度）の応募要件となります。ただし、現在は募集しておらず、来年度募集する計画です。  
すぐに就農等を希望する場合は、ご相談ください。

## 13 お問合せ先

長野県佐久穂町役場産業振興課農政係

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

電話：0267-86-2529 FAX：0267-86-4935

E-Mail：[housei@town.sakuho.nagano.jp](mailto:housei@town.sakuho.nagano.jp)